

平成 30 年度
事業計画書

公益財団法人愛世会

《目 次》

1. 平成30年度事業計画 法人の基本方針	-----	1～2項
2. 愛 誠 病 院	-----	3～7項
3. シルバーピア加賀	-----	8～9項
4. 愛歯技工専門学校	-----	10～11項
5. 愛歯技工研究所	-----	12～13項

平成 30 年度事業計画

公益財団法人愛世会

平成 30 年 3 月 7 日

基本方針

日本経済は景気回復の兆しがあるものの、先行きは予断を許さず依然として厳しい局面に立たされている。

このようななか、公益法人も競争市場を認識する必要があり、医療・介護業界を取り巻く環境は急速な少子高齢化の進行により、疾病構造の変化、高齢者の経済力等環境が激変を遂げている。

そして、医療サービスと介護サービスの今後を見るうえで、超高齢化に伴う環境全体像を把握し、地域的な医療・介護の連携を機動的に対応する必要がある。

また、歯科技工界では、既に新たな技術革新も始まっており、それらの最新情報を収集し、技術の向上を計り常に変化している市場の需要をしっかりと受け止め対応していく必要がある。

当法人の課題は、人材の育成にあると思われる。経営資源の中でも人と組織は経営の原点であり、解決に必要な判断力・実行力を高められる人材育成に努力し経営収支の改善、経費削減の効率化を図り、事業運営の推進に取り組んで行かなければならない。

以上のことを踏まえ、平成 30 年度の事業計画及び収支予算を作成した。

公益法人として、不特定多数の地域社会に奉仕し、安心安全な医療と健診による予防の提供、魅力的な介護サービス・研究所のより良い商品開発と提供などを図り、法人の収益均衡を目指し、経営の基盤の安定を図ることを基本方針とする。

最後に 90 年の歴史ある愛歯技工専門学校は、平成 23 年以降少子化の影響を

受け、入学者が激減し平成 29 年度には一桁台の入学者となり学校経営の存立が難しく、平成 30 年度の入学者を停止し、学校の運営に幕を閉じることにした。

愛誠病院

平成29年12月18日の大臣折衝で平成30年度の診療報酬改定率は、全体で1.19%引き下げる事で決定した。

医薬品などの「薬価」部分で1.74%（約1900億円）引き下げ、医師・薬剤師の技術料に当たる「本体」部分を0.55%（約600億円）引き上げるものである。今回の診療報酬改定は介護報酬と同時改定であり、新たな医療費適正化計画の始まりであり大変厳しい内容となった。

平成27年の社会保障制度改革で10年後に向け「あるべき医療・介護の姿の実現」に向け、現状を改革する内容が反映されたものといえる。診療・介護の報酬の支払い制度が大きく変わり、各病院の収支状況は一層厳しいものになりそうである。さらに、来年の10月には消費税が10%となることが決まっており経営的にさらに逆風が予想される。

この厳しい状況を乗り切るため、ここ数年の推移を把握し自院の立ち位置を確認する必要がある。当院の診療圏を把握したうえで、今までの医療を行うだけでなく、新たな必要とされる医療とは何かを考え実践しなければならない。

「入院から在宅」へのシフトに対応するため、地域の方が安心して暮らせるよう訪問診療が柱と考え、医療機関が相互に連携し合える医療を構築したい。さらにモノのインターネット（IoT）による遠隔診療もそのアイテムとして取り入れる必要がある。

病院のアメニティにもかなり限界が見えており、抜本的な改革が迫られている。

予防医学にも力を注いできた当院において、心身共に健康であるためにメンタルヘルスに強い健診機関を目指したい。精神科を有している医療機関の強みを生かし、健診者がより身近に相談できるように、臨床心理士や精神科の医療相談員らによる多職種のカウンセリングを強化していく所存である。

各 部 門 別 対 策

I. 公益目的事業

1. 医療支援・社会復帰支援事業（診療）

- (1) 訪問診療の開始
- (2) 在宅患者を抱える医療機関との連携強化
- (3) 老人ホームとの連携を行い、医療のバックアップの強化
- (4) 医療機関に受診困難な患者の為にモノのインターネット (IoT) を利用し遠隔診療を開始し、より多くの受診の機会を設ける
- (5) 精神科のデイケア・作業療法・訪問看護室を強化し精神科患者の社会復帰支援の強化
- (6) 精神科における身体合併症治療の強化と拡充
- (7) 精神科デイケアの利用者や家族に対しての生活支援・情報提供・相談等の実施
- (8) 処遇困難な患者の積極的な受入れの実施
- (9) ストレスチェック後におけるアフターケアの実施
(高ストレス者に対し臨床心理士や精神科医療相談員等による相談業務と医師の診療のシステム構築)
- (10) 長期入院患者の在宅復帰の為、リハビリの強化
- (11) 嚥下機能低下の患者に対しての食事の提供と口腔内衛生管理
- (12) 看護師をはじめとする各医療技術者の実習の積極的な受入れ
- (13) 地域住民に対する医療知識啓蒙の為、無料公開医療講座の実施
- (14) 災害時における対応の強化

2. 一般病棟や療養病棟における看護力向上のための入院基本料の引き上げ。

3. 疾患予防事業（集団検診）

- (1) メンタルヘルスの相談窓口の強化
- (2) メンタルヘルスの各事業者への啓蒙
- (3) メタボリックシンドロームの対策強化及び診療部門との連携
- (4) リクエストに応じた迅速な結果報告の実施
- (5) 事業所・地域住民などに対して疾病予防・健康作りに貢献
- (6) 各種健診結果を解析することで、疾患予防の成果の研究発表
- (7) 勤労者・児童へのワクチン接種の促進
- (8) 受診者のプライバシー保護のため第三者認証を取得・指示

II. 収益目的事業

1. 人間ドック

- (1) 第3期 特定検診・特定保健指導のサービス確立
- (2) オプション検査の充実
- (3) 地域住民を対象とした健康情報発信
- (4) 健診結果報告の迅速化
- (5) よりわかりやすい結果報告の確立
- (6) 二次健診の強化
- (7) 人間ドック機能評価認定の継続
- (8) メタボリックシンドローム対策の保健指導及び診療部門との連携強化
- (9) 婦人科検診の充実

Ⅲ. その他（事務など）

- (1) 建物のアメニティの改善
- (2) より良い医療の継続の為経営の安定化
- (3) ホームページによる医療情報の提供
- (4) 災害時の行政との連携及び救護活動の強化
- (5) 防火・防災訓練の徹底及び意識の強化
- (6) 患者サービス向上のため医療機器の更新
- (7) 資源の有効活用（節電・節水や空調温度の適正化など）
- (8) コンピュータによる業務効率化

公益財団法人として実施する事項

1. 生活困窮者の支援のため、医療扶助者に対し可能な限りの医療援助や社会復帰支援を行う。平成28年度の入院および外来患者の27.9%が生活保護法患者である。(平成29年5月30日厚生労働大臣証明済)
2. 精神障害者支援のため、精神科で受け入れ先が少ない身体合併症治療の分野で、一般科の医師らと共同で積極的に合併症治療にあたっていく。
3. 精神障害者支援のため、精神科に緊急入院を必要とする患者に対して、療養の機会を与えることを目的とした精神科救急受託事業（後方医療受託事業）について、東京都福祉保健局との契約を本年度も継続する。
4. 生活困窮者の医療支援のため、生活保護者の個室利用について、室料差額の徴収は一切行わない。
5. 勤労者の福祉の向上のため、メンタルヘルスを通じうつ病などの早期発見や自殺の予防などの「心」の健康づくりに寄与していく。
6. 公衆衛生の向上のため、健診で得たデータについて研究活動を続け発表していく。

シルバーピア加賀

団塊の世代が75歳を迎える2025年が間近にせまった状況において、厚生労働省が目指す「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が、一層重要な役割を果たすと考えられている。

地域包括ケアシステムにおいて、中核施設である介護老人保健施設の役割は非常に大きなものとなってくる。従来、運営基準において在宅復帰を目指すことが老健の役割として位置づけされていたが、平成29年の介護保険法の一部改正により法律上明確に「在宅支援・在宅復帰のための拠点となる施設」、「リハビリを提供することで利用者の機能維持・回復の役割を担う施設」ということが示された。このことから、当施設では「在宅復帰・在宅支援」の老健を目標として、その実現のためにリハビリテーションの充実、通所リハビリテーションの稼働率の向上に取り組んでいく。また、在宅での生活を支援するために、訪問看護ステーション、短期入所療養介護等の在宅サービスの充実、病院・地域の診療所との連携も重要な課題として取り組んでいく。

在宅サービスの支援と同時に、認知症の高齢者、終末期の利用者を受け入れる体制を今まで以上に整え、入所率の向上に資する必要がある。そのためにはサービスの質の向上、職員の資質の向上、業務の効率化を図り、医療依存度の高い利用者を積極的に受け入れることが必要となる。

平成30年度の介護報酬改定では、より在宅支援・在宅復帰の体制を整えた施設に手厚い介護報酬体系が図られている。人員不足の中、体制を整えることは当施設にとっても厳しい状況ではあるが、利用者がより良いサービスを受けられ、より満足していただける施設を目指し、また、安定した経営が行われるように、施設全体で取り組んでいくものである。

各 部 門 別 対 策

1. 介護老人保健施設

- (1) 入所及び通所の利用率の向上
- (2) 感染症予防体制の強化
- (3) 居宅サービスとの連携の強化による在宅復帰率の向上
- (4) 職員の研修の充実、資質の向上
- (5) 認知症ケアサービスの推進
- (6) 口腔ケアの推進
- (7) ターミナルケアの推進
- (8) 地域包括ケアシステムの推進
- (9) 業務効率の改善

2. 地域包括支援センター

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 各居宅介護支援事業所への支援
- (3) 包括支援センターの普及・啓発活動
- (4) 業務効率の改善

3. 居宅介護支援事業所

- (1) 居宅介護支援件数の拡充
- (2) 各サービス事業所との連携強化
- (3) 地域包括ケアシステムの推進
- (4) 業務効率の改善

4. 訪問看護ステーション

- (1) 訪問件数の拡充
- (2) 各居宅介護支援事業所、各医療機関との連携強化
- (3) 業務効率の改善

愛歯技工専門学校

少子化の影響を受けて、ここ数年入学希望者数が激減していた。このことを踏まえ平成30年4月入学者の募集を停止し、平成31年3月を以って、90年の歴史を閉じることを決定した。従って平成30年度は最終年度となる、2年生に対して、下記の項目を指導することが重要課題と考える。

① 留年者を出さない指導

出欠席指導を今まで以上に徹底し、実習などに遅れが生じた場合早期に土曜日に登校させるなどの対応をする。また、学習面での遅れは従来どおり朝からの講義や夜間補講を行う。

② 就職指導

5月頃に予定されている歯科技工士会主催の会社説明会に出席させ、夏休みには学生に各々3社程度見学するように指導する。

③ 国家試験対策指導

「実力試験」や「全国模擬試験」を受けさせる。教務主任とクラス担任が、その結果を分析して不得意教科の学習法などの具体的指導を徹底する。

各 部 門 別 対 策

1. 授業時間

- (1) 授業時間数
①2年次約1,300時間
- (2) 国家試験対策の充実
- (3) 実習コースの臨床基礎技術の充実

2. 就職

- (1) 就職指導の強化
- (2) 就職ガイダンス、会社説明会への参加、会社見学会の実施
- (3) 夏季休暇期間中のインターンシップ

3. 研修

- (1) 教員研修会の参加
- (2) 専門誌への論文発表

4. 行事

- (1) 東京デンタルショーへの参加

5. その他

- ① 地域団体行事の施設開放

愛歯技工研究所

平成29年9月に厚生労働省医政局より各歯科医療機関に対して「歯科医療機関における院内感染対策」に関する通達が出されている。このことから、各医療機関も感染対策を行っている。その一環として当研究所で製作された補綴物（入歯、被せ物や差し歯等）にも滅菌処理を施して欲しいと望む医療機関が増えてきた。このことを踏まえ平成30年度は滅菌機を導入して要望にこたえて行く計画である。

また、就業技工士数が減少する中で、今後技工士を確保して行くために就業環境の改善に取り組まなければならない。このことから今年度から挑戦している「週1日の定時終了」を継続し、さらに隔週土曜休日の実施に臨みたい。

各 部 門 別 対 策

1. 技術・研究

- (1) 製作工程の見直しと構築
- (2) 「CAD/CAM」を用いた臨床応用の研究
- (3) 圧入（プレサブル）法を用いたオールセラミックスの技術研究
- (4) 全社的品質管理活動の充実
- (5) 外部技工所との技術提携
- (6) 歯科材料メーカーとの臨床応用の共同研究

2. 研修

- (1) 各種学会、研修会への参加
- (2) 歯科医師を招いての勉強会
- (3) 職員ミーティング（月1回）

3. 事務

- (1) 防火・防災教育の実施
- (2) 営業力の強化

4. その他

- (1) 板橋区くらしと観光課からの企業見学者の受け入れ
- (2) 高等学校からのインターンシップの受け入れ